国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

高松サンポート記者クラブ／高知県政記者クラブ

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

同時発表：水管理・国土保全局

流域治水

令和６年９月６日
四国地方整備局
高知河川国道事務所

仁淀川水系日下川等において「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手

国土交通省では、仁淀川水系日下川等において、高知県内で初めて特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手します。

○ 国土交通省では、令和３年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。

○ 日下川流域では、これまで推進してきた総合内水対策により、流域の治水安全度は着実に向上してきました。一方で、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化することも想定されていることから、あらゆる関係者の協働による治水対策「流域治水」を推進するため、流域内の自治体と「特定都市河川」の指定に向けた検討を進めてきました。

○ この度、一級河川仁淀川水系日下川等において、**高知県内で初となる**「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しましたのでお知らせいたします。

○ 今後、法第３条第８項の規定に基づく関係機関（日下川流域に係る高知県、土佐市、佐川町、日高村の長）へ意見聴取を行います。

（添付資料）

別　紙	「流域治水」の本格的な実践に向けた「仁淀川水系日下川等」の特定都市河川への指定
参　考	法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

本施策は、四国圏広域地方計画【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】の取組に該当します。

【問い合わせ先（◎主な問い合わせ先）】

◆総合的な問い合わせ
国土交通省　四国地方整備局　　電話：087-811-8317
河川部　河川計画課　　課長　　東山（ひがしやま）　遼（りょう）
◎課長補佐　　中岡（なかおか）　昭浩（あきひろ）

◆日下川特定都市河川の指定に関する問い合わせ
国土交通省　四国地方整備局　　電話：088-833-0111
高知河川国道事務所　　Mail：skr-kouchi60@mlit.go.jp
副所長　　壬生（みぶ）　恵庫（けいご）（内線204）
◎調査課長　　中村（なかむら）　伸輔（しんすけ）（内線351）

「流域治水」の本格的な実践に向けた「仁淀川水系日下川等」の特定都市河川への指定（1/2）

別　紙

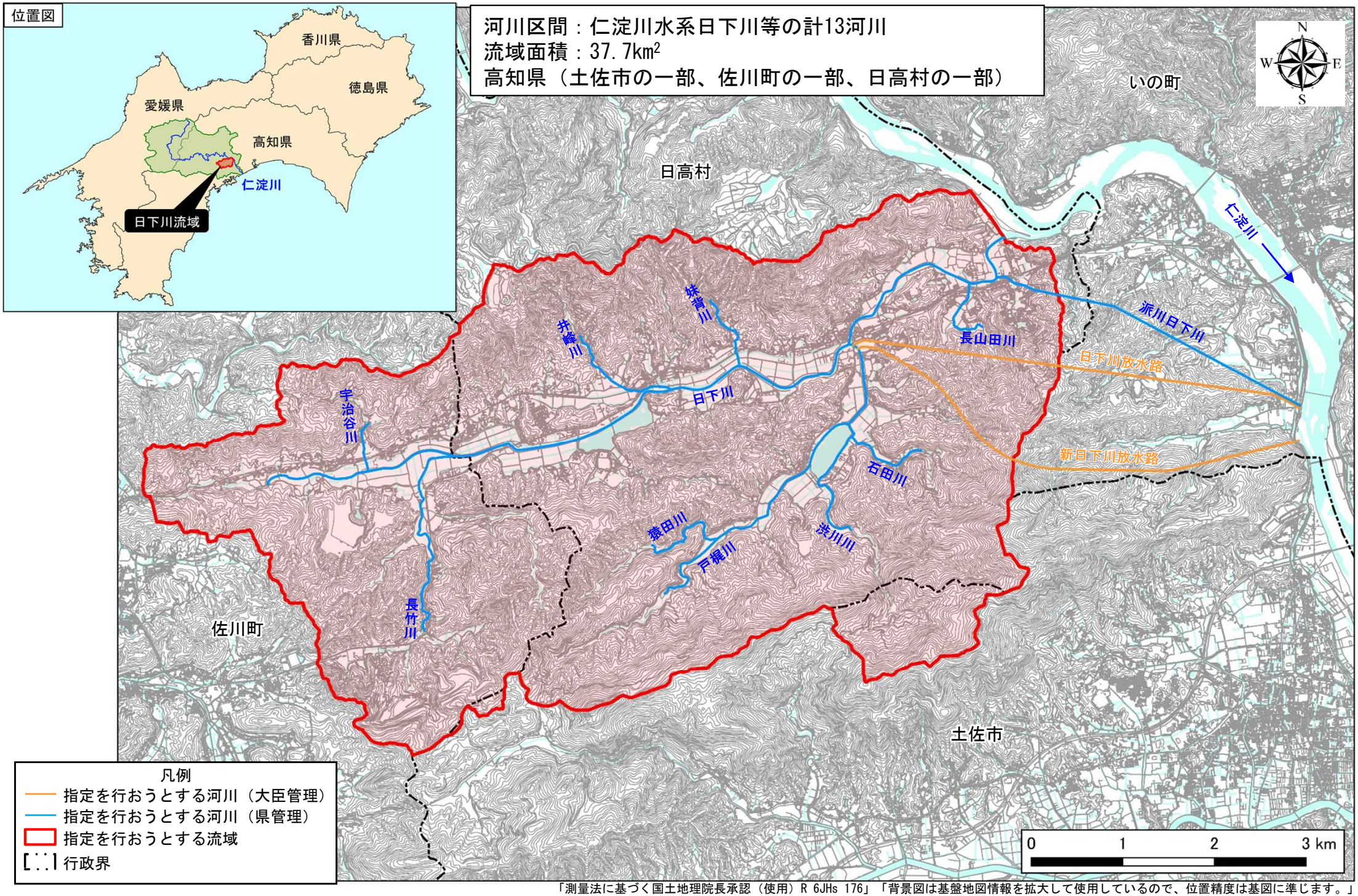

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 6JHs 176」「背景図は基盤地図情報を拡大して使用しているので、位置精度は基図に準じます。」

「流域治水」の本格的な実践に向けた「仁淀川水系日下川等」の特定都市河川への指定（2/2）

日下川流域の特徴

- 日下川流域は、上流に行くほど地盤が低くなる「低奥型地形」であり、仁淀川本川の影響を受けやすく、過去から浸水被害が繰り返し発生している。
- 平成26年台風第12号で甚大な浸水被害が発生したことから、同規模豪雨に対して床上浸水を防止するため、国は新日下川放水路の建設、県は日下川、戸梶川の改修、村は輪中堤の建設と「日高村水害に強いまちづくり条例」の制定に取り組むことで、国、県、村が連携し、ハード・ソフト対策を一体的に推進し、対策が完了した。
- しかし、地形的な特性から浸水被害リスクは残っており、また、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化も想定されている。

平成26年台風第12号による浸水被害状況

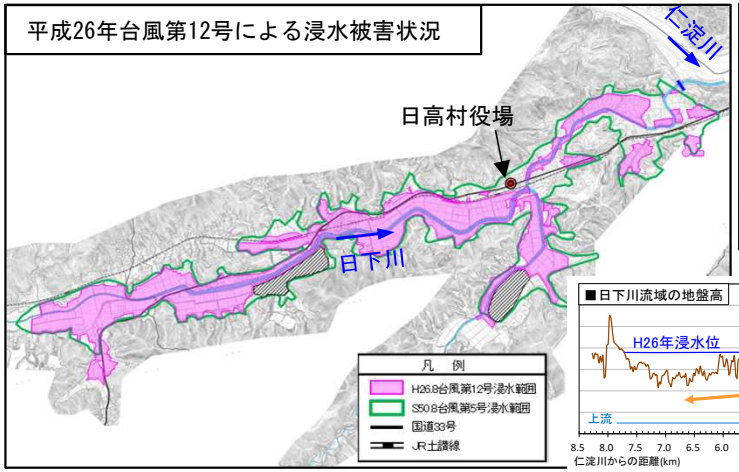

過去の主な水害	浸水家屋
S38年8月台風第9号	201戸
S50年8月台風第5号	780戸
S51年9月台風第17号	597戸
H26年8月台風第12号	159戸

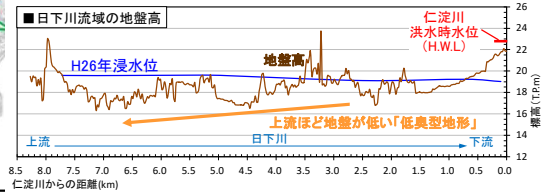

昭和50年8月台風第5号　岡花付近

平成26年8月台風第12号　沖名地区

これまでの総合内水対策の取組に加えて、
特定都市河川の指定により、更なる治水対策の早期推進と水害に強いまちづくりの実現（流域治水の推進）が必要

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の加速化・深化

R3.3　「仁淀川水系における流域治水の推進方針」を策定。日下川流域の関係者と「部会」や「勉強会」を開催し議論を進めてきた。

R5.8　「流域治水」の取組を更に加速するため、気候変動を踏まえた「仁淀川水系流域治水プロジェクト2.0」を策定し、「特定都市河川の指定」を盛り込んだ。

R6.3　日下川等の特定都市河川の指定に向けて関係者間で合意

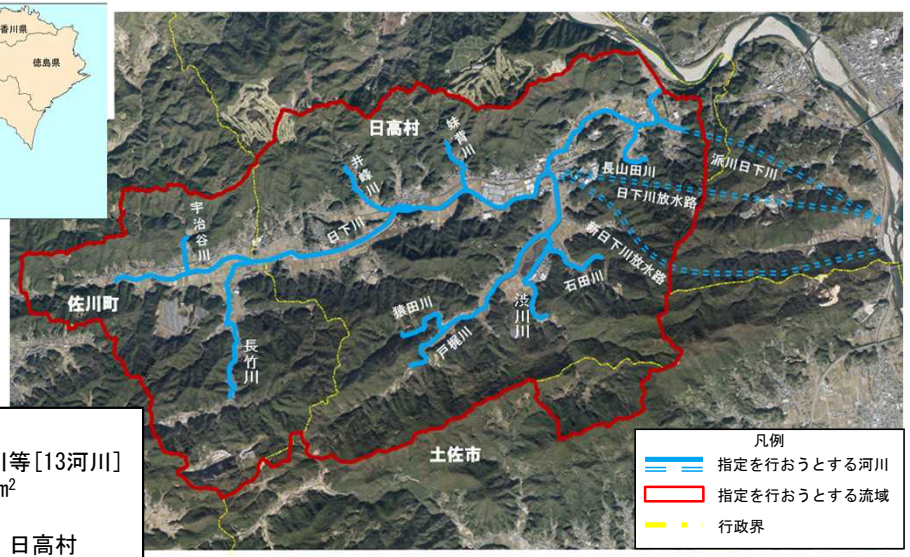

○河川区間：
　仁淀川水系日下川等[13河川]
○流域面積：37.7km²
○流域市町村：
　土佐市、佐川町、日高村

今後の予定

R6.9

指定に向けた手続き開始 → 指定に係る法定意見聴取（国土交通大臣→県知事・市町村長） → 特定都市河川・流域の指定

R6.12（予定）

特定都市河川・流域の指定 → 流域水害対策協議会（仮称）の設置 → 流域水害対策計画 策定

法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

参考

特定都市河川浸水被害対策法の適用

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している　　例）平成30年７月豪雨、令和元年東日本台風　等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね５割以上の河川

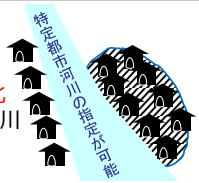

自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川

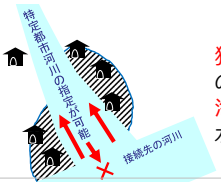

狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

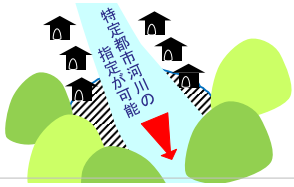

流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画　策定
洪水・雨水出水により想定される
浸水被害に対し、概ね20−30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を**本格的に実践**

【流域水害対策協議会の構成イメージ】

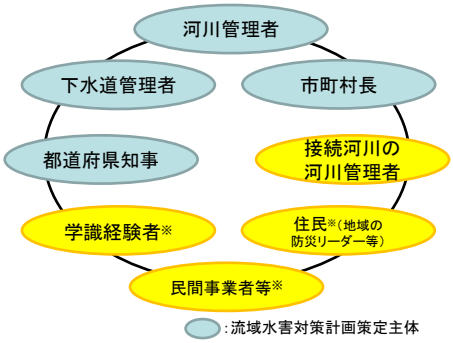

※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

（協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇨ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強　等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
　都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≧30m³（条例で0.1−30m³の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
　国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体

雨水貯留浸透施設の例

雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による1,000m²※以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

浸水被害被害防止区域における
居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

貯留機能を有する土地のイメージ